

第 4 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成19年12月12日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

平成19年12月12日（水曜日）

午前10時1分開議

午後0時9分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第7号）

議案第3号 熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の制定について

議案第6号 熊本県職員等の修学部分休業に関する条例の制定について

議案第7号 熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例の制定について

議案第8号 熊本県知事等の給与の特例に関する条例の制定について

議案第9号 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例及び熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第議案10号 熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 熊本県公益認定等審議会条例の制定について

議案第13号 熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 当せん金付証票の発売につい

て

議案第27号 市町の廃置分合について

議案第29号 専決処分の報告及び承認について

議案第32号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第8号）

議案第33号 平成19年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第40号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

請第17号 私学助成の充実強化に関する請願

請第3号 県立劇場にパイプオルガンの設置促進に関する請願

閉会中の継続審査について

報告事項

- ① 地域振興局見直しに関する基本方針
- ② 熊本県連結バランスシートについて
- ③ 地方公共団体財政健全化法における指標について
- ④ 市町村合併の推進について
- ⑤ 川辺川ダム問題を巡る状況について

出席委員（8人）

委員長 中原 隆 博

副委員長 小早川 宗 弘

委員 西岡勝成
 委員 竹口博己
 委員 早川英明
 委員 鎌田聡
 委員 吉田忠道
 委員 浦田祐三子
 欠席委員（なし）
 委員外議員（なし）
 説明のため出席した者
 総合政策局
 局長 木本俊一
 企画課長 内田安弘
 秘書課長 岡本哲夫
 政策調整監 永松俊雄
 広報課長 山本理
 総務部
 部長 原田正一
 総括審議員兼次長 正木暁
 次長 木村利昭
 危機管理監 奥村良博
 首席総務審議員
 兼人事課長 田崎龍一
 総務事務センター長 田上勲
 行政経営課長 小嶋一誠
 私学文書課長 檜木野史貴
 首席総務審議員
 兼職員課長 山野陽一
 財政課長 市川靖之
 首席総務審議員
 兼管財課長 古澤哲男
 税務課長 富田健治
 市町村総室長 松見辰彦
 市町村総室副総室長 村山栄一
 危機管理・防災消防
 総室長 坂田正充
 危機管理・防災消防
 総室副総室長 野田克巳
 男女共同参画・パート
 ナーシップ推進課長 広崎史子

地域振興部
 部長 小宮義之
 理事 上野信一
 次長 黒田豊
 次長 川口弘幸
 川辺川ダム対策監 河野靖
 首席政策審議員
 兼地域政策課長 梅本茂
 地域政策監 神谷将広
 川辺川ダム総合対策課長 田嶋徹
 情報企画課長 松永正男
 文化企画課長 由解幸四郎
 国際課長 園田素士
 交通対策総室長 小林豊
 交通対策総室副総室長 菅純一郎
 首席統計審議員
 兼統計調査課長 甲斐良一
 出納局
 局長 出水信治
 会計課長 藤本玉留
 管理調達課長 坂本友春
 人事委員会事務局
 局長 若本隆治
 首席総務審議員
 兼総務課長 高原秀男
 公務員課長 田中明
 監査委員事務局
 局長 金田和洋
 第一課長 児玉邦秋
 議会事務局
 局長 新開忠邦
 次長 正木重臣
 首席総務審議員
 兼総務課長 畑坂純夫
 議事課長 吉良洋三
 政務調査課長 小原忠隆
 事務局職員出席者
 議事課課長補佐 宮崎聖
 政務調査課課長補佐 武田正宣

午前10時1分開議

○中原隆博委員長 ただいまから、第4回総務常任委員会を開会いたします。

それでは、まず初めに、今回、付託されました請第17号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

まず、請第17号についての説明者の入室をお願い申し上げます。

(請第17号の説明者入室)

○中原隆博委員長 説明者の方に申し上げます。

各委員には、請願書の写しを既に配付済みでございますので、説明は簡潔にお願いできればありがたいと思いますので、その点を含んでお願い申し上げます。

(請第17号の説明者の趣旨説明)

○中原隆博委員長 ありがとうございます。説明の趣旨はよく理解できましたので、この後、審査させていただきます。どうぞお引き取りいただきますようお願い申し上げます。

(請第17号の説明者退室)

○中原隆博委員長 それでは、次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについての審査を行ってまいりたいと思います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、審査を効率よく進めるために執行部の説明は簡潔にお願いできればと思います。

それでは、原田総務部長から総括説明をお願いいたします。

○原田総務部長 おはようございます。

それでは、今回、提案をいたしております議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

まず、今回の一般会計補正予算は、冒頭提

案の第1号議案と追加提案をさせていただきました第32号議案の2議案を提案いたしております。

まず、第1号でございますが、梅雨前線豪雨等に伴います災害復旧等に要する経費、シカなどによる被害を受けた林地のうち、下流の保全上、必要な箇所について緊急に植栽等を実施する経費を中心に9億4,400万円を計上しております。また、公共工事の発注の平準化などを図るためのゼロ県債、ゼロ国債及び併設型中高一貫教育の導入に必要な施設整備にかかる設計委託のための債務負担行為を設定いたしております。

次に、追加提案をいたしました第32号議案でございますが、これは人事委員会からの勧告を受けました職員給与の改定経費といたしまして9億600万円を計上いたしております。これら2つの補正を現計予算と合わせますと7,440億2,800万円となります。

また、条例等案件につきましては、冒頭提案で熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例や、市町の廃置分合等の議決案件を、そして追加提案でさきに述べました人勸関係といたしまして、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例などを提案させていただいております。

この後、予算関係議案につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例等の議案につきましては、各課長、総室長から、それぞれ説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして財政課長から、平成19年度12月補正予算の概要について説明をお願いいたします。

○市川財政課長 財政課でございます。お手

元の総務常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

1ページの上半分につきましては、総務部長の説明と重複いたしますので、割愛させていただきますと思います。下の表にございますけれども、今回の12月補正では冒頭提案で一般会計9億円余の外、特別会計では1億円余の補正額となっております。

次に、2ページ、3ページをごらんください。こちらは歳入予算の内訳でございます。主なところを御説明いたします。3ページの9番の国庫支出金が1億円余、12番の繰入金1,800万円余、15番の県債が1億円余でございますけれども、これらはそのほとんどが災害関係の予算の財源となっておりますのでございます。その他につきましては、13の繰越金5億円余で対応しておりますのでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

こちらは歳出予算の内訳でございます。一般行政経費が6億円余、5ページの投資的経費が2億円余となっておりますのでございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

こちらは地方債の補正でございます。今回の補正予算に合わせまして、6ページが起債の追加、地方債の追加、7ページが額の変更というふうになっております。いずれも災害関係でございます。

次に、別冊の追号関係というふうに書いてございます総務常任委員会資料の方をお願いいたします。こちらで追加提案いたしました議案について、御説明させていただきたいと思っております。追号関係の資料の1ページをお願いいたします。こちらは人事委員会勧告に伴います給与改定に係る補正予算で9億円余というふうになっております。先ほど御説明いたしました冒頭提案分と合わせますと12月補正予算の規模は18億5,000万円というふう

になります。下の表につきましては、今回の給与改定に係る特別会計、企業会計の補正予算につきましても合わせた総括表でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

歳入予算の内訳でございますが、5の地方交付税で7億円余、3ページの9の国庫支出金が1億円余でございます。なお、この国庫支出金につきましては義務教育国庫負担金でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出予算でございますが、追加提案部分につきましては、人件費9億円のみでございます。なお、今回の給与改定の内容につきましては、後ほど条例関係のところ人事課長が御説明いたします。また、6ページの方をごらんいただきますと、こちらから総務常任委員会の関係の各部局ごとに1枚にまとめて今回の給与改定に係る補正予算を左から4番目の追加補正額の欄に計上しております。この欄に各課の補正予算、人勸関係の補正予算を計上しておりますので、各課長からの説明は割愛させていただきたいというふうに考えております。

財政課からの説明は以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

それでは続きまして、各課の説明に入りたいと思っておりますけれども、関係課長から順次説明をお願いいたします。

まず、補正予算関係でございます。

○古澤管財課長 管財課長の古澤でございます。説明資料の9ページのお開きをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。設定額2億5,800万円余は、庁舎補修管理等の業務の委託でございます。業務の内訳としましては、清掃業務、設備保全業務、それから電話

交換業務でございますが、これらはすべて競争入札で執行するものでありまして、入札手続に相当な期間が必要であること、さらに引き続き新年度から業務を開始するため、今年度中に入札、契約手続を完了させる必要があることから、今議会での設定をお願いするものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

事務機器等の賃借に関する債務負担行為の変更でございます。1億9,900万円余の追加でございますが、これは県庁舎の電話設備の更新に伴うものでありまして、設備の耐用年数等を考慮しまして、8年間での設定をお願いするものでございます。設備の更新時期は平成21年1月を予定しておりますが、電話設備の物品納期更新準備期間等に約8カ月程度を要することから、また、これも競争入札で執行するため、入札手続等に相当の期間が必要であることから、今議会での変更をお願いするものでございます。

管財課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○富田税務課長 税務課でございます。よろしく願いいたします。ページは11ページでございます。

一番上の税務総務費420万円余の補正は、軽油引取税の特別徴収義務者に納税額の一定割合の事務費の取扱交付金を交付しておりますけれども、この不足分を補正するものでございます。

次に、2番目の賦課徴収費1億2,700万円余の補正は主に法人事業税などの法人2税の各企業の決算に伴う過誤納付金の還付金でございます。

3番目の利子割交付金2億8,300万円余の補正は利子割に対する市町村交付金でございます。市町村の方に59.4%を交付するものでございます。よろしく願いいたします。

○坂田危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。資料の12ページお願いいたします。

債務負担行為の設定ですが、今年度中に手続を完了するため、12月議会で設定をお願いするものでございます。設定額は平成20年度の8,754万4,000円をお願いしております。これは県庁や出先機関等に配置してあります防災行政無線の保守点検業務に係る業務委託でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

情報処理関連業務の平成20年度の債務負担行為につきまして2,919万円の増額変更をお願いしております。これは県内74カ所に設置してある地震計などの防災震度情報システム保守点検業務と、気象、水防、土砂災害情報を市町村等へ伝達する統合型防災情報システム保守点検業務の業務委託に伴うものでございます。今回の補正2,919万円を加えまして債務負担行為限度額を4億5,819万円に変更をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○中原隆博委員長 それでは、続いて地域振興部に移ります。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。資料の15ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。これは県庁内や出先機関さらには県立学校、市町村、国まで結び、庁内のさまざまな業務システムや電子メールシステムなどの情報基盤となっております熊本県総合行政ネットワーク等の管理運営に係る平成20年度の業務委託について、年度内に入札などを契約事務を行うために債務負担行為の設定をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○中原隆博委員長 続いて、出納局に移ります。

○藤本会計課長 会計課でございます。資料の17ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。これは現在、開発を進めております新財務会計システムの機器リースに係る債務負担行為の設定をお願いするものでございます。新財務会計システムは、全体の稼働予定は21年4月でございますけれども、これに先行いたしまして、平成20年の10月から予算業務の一部運用を開始することに伴いまして、同年6月には各種サーバーや端末機等の関連機器を調達する必要がありますが、機器調達に競争入札手続納品に一定の期間を要するため、今回この機器の賃借に伴います平成20年度から25年度まで総額2億円余の債務負担行為の設定増をお願いしております。どうぞよろしく願います。

○中原隆博委員長 それでは続きまして、条例等関係に移ります。

○田崎人事課長 人事課でございます。

今回、人事課では合計12本の条例案を提案させていただいております。分量が多くございますので、主な改正ポイントに絞って御説明をさせていただきたいと思っております。資料18ページでございます。

第3号議案熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。条例改正の内容は18ページから30ページまでになりますが、資料の31ページの概要をごらんいただきたいと思っております。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正によりまして、1の米印にございますように、育児短時間勤務制度が導入をされております。育児短時間勤務制度とは、育児と仕事の両立を図ることを目的に(1)にございますように、小学校就学前の子を養育する職員が常勤職員のまま(2)にありますような形態の中

から週20時間、24時間、25時間となる短時間勤務を選択することができるものです。今回の条例案改正は、この育児短時間勤務制度等の導入に伴う関係規定の整備を行うものでございます。2の主な改正内容をごらんください。(1)は育児短時間勤務制度の導入に伴う関係規定の整備についてですが、短時間勤務を行った職員の給与は勤務時間に応じ減額して支給すること、育児短時間勤務の具体的な承認手続等について規定しております。(2)につきましては、育児休業制度の整備について規定していますが、育児休業を一たん中断した職員が再度、育児休業を取得する際の要件及び部分休業取得の際の承認要件を緩和しております。

施行日は、育児短時間勤務導入に伴う関係規定の整備が20年4月1日から、育児休業制度に係る部分が公布の日からとしております。

続きまして、第4号議案でございます。条例改正の内容は32ページから34ページまでになりますが、資料35ページの内容をごらんいただきたいと思っております。熊本県職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、今回の改正は、先ほど御説明しました育児短時間勤務制度の導入に伴い関係規定の整備をするものでございます。改正内容につきましては、2に記載しておりますが、育児短時間勤務を行う職員の1週間当たりの勤務時間並びに年次有給休暇等について条文中に規定を設けるものでございます。

施行日は20年4月1日としております。

続きまして、第5号議案熊本県職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてでございます。条例内容は36ページから39ページまでになりますが、資料の40ページの概要をごらんいただきたいと思っております。今回、地方公務員法の改正に伴いまして大学等で就学したり、青年海外協力隊など、外国での奉仕活動に従事するため、職員が希望する場合、一

定期間無給で休業することを認めます自己啓発等休業制度が導入されましたが、この関係規定の整備を行うものでございます。主な内容は、2に掲げておりますように、休業の対象となる自己啓発といたしましては、国内外の大学、専攻科、大学院等の課程の履修、独立行政法人国際協力機構が行う国際協力に関する奉仕活動等となっております。休業期間は、就学のための休業が2年、奉仕活動に伴う休業は3年となっております。給与については、無給となっております。

施行日は20年4月1日ということでございます。

続きまして、第6号議案でございます。資料の43ページの概要をごらんいただきたいと思えます。熊本県職員等の就学部分休業に関する条例の制定でございます。これも地方公務員法の改正に伴いまして、大学等で就学するための職員が希望する場合、給料を減額して勤務時間を短縮することを認める、いわゆる就学部分休業制度が導入されましたけれども、この関係規定の整備を行うものでございます。主な内容でございますが、部分休業の対象となる就学としましては、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等となっております。休業期間は最長2年間で、休業時間は1週間当たり20時間以内となっております。給与は休業した時間数において減額することとなります。

施行日は、20年4月1日からということでございます。

続きまして、第7号議案でございます。資料46ページをお願いいたします。

熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例の制定についてでございますけれども、これも地方公務員法の改正に伴いまして、定年前の職員が希望する場合に給料を減額して勤務時間を短縮することを認める、いわゆる高齢者部分休業制度が導入されたことに伴い、関係規定の整備を行うものです。主な内容は、

60歳定年退職の5年前から休業期間は最長5年間、休業時間は1週間当たり20時間以内となっております。給与等は休業した時間数に応じて減額して支給することとなります。

施行日は、平成20年4月1日としております。

47ページをごらんいただきたいと思えますが、そこに今申し上げました議案第5号から第7号までの3つの休業制度につきまして、導入する趣旨あるいは4番の承認要件等について整理をいたしております。参考にさせていただければと思えます。

続きまして、第8号議案熊本県知事等の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。資料の50ページの概要をごらんいただきたいと思えます。去る10月に平成20年度の予算編成方針発表とあわせまして、おおまかな収支見通しも発表しておりますけれども、非常に厳しい財政状況にあります。こういった難局に取り組む姿勢を示す必要があることから、特別職の給与及び部長級の給与の削減を行うものでございます。内容につきましては、2の(1)でございますように、知事については、給料月額15%、期末手当の10%、副知事、出納長、教育長、常任監査委員については、給料月額10%、期末手当の5%を減額し、部長級の職員の管理職手当につきましては10%削減することといたしております。期間につきましては、平成20年1月1日から21年3月31日までの1年3カ月としております。

続きまして、第9号議案、それから第10号議案いずれも関係法令の改正による規定の整備でございます。まず、52ページをお願いいたします。

第9号議案でございます。これにつきましては、先ほど御説明いたしました地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備でございます。内容でございますが、この条例の改正部分は、短時間勤務を行

う職員の月額特殊勤務手当の条例について規定しておりますけれども、従来、特例を設けておりました再任用短時間勤務職員と同様に育児短時間勤務を行う職員等につきましても同様の規定を設けるものでございます。

続きまして、54ページをごらんいただきたいと思っております。第10号議案でございます。熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございますが、これは条文中に引用されております法令の改正に伴う規定の整備でございます。内容のところをごらんいただきたいと思っておりますが、条文中、施行日について、改正雇用保険法の施行日である平成22年4月1日としておりましたものを、同法の施行日が日本年金機構法施行の日とされたことに伴い同様の規定の整備を行うものでございます。

続きまして、追号関係について引き続き御説明をさせていただきます。追号関係の説明資料の別冊となっております追号関係説明資料の11ページをごらんいただきたいと思っております。資料の11ページから23ページまでが第40号議案熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。24ページの条例案の概要で御説明をさせていただきます。24ページをお願いいたします。

今回の改正は、人事委員会勧告等に基づきまして、所要の改正を行うものでございます。2の主な改正内容についてでございますが、(1)から(4)に記載しておりますとおり、まず、給与関係について説明させていただきますと、給料表につきましては、若年層に限定した給料表の改正を行うこととしておりました。行政職でいえば年齢がおおむね30歳程度の職員までが改定の対象となっております。次に、(2)でございますけれども、諸手当についてでございますが、扶養手当につきましては、子などに係る手当額を1人当たり月額6,000円を6,500円に500円引き上げることと

いたしております。

次に、勤勉手当についてですが、課長級以下の職員には年間1.45月支給しております勤勉手当を0.05月引き上げ1.5月分支給することとしております。なお、今年度分につきましては、既に6月、12月ともに支給が終わっておりますので、12月分に遡及して0.05月引き上げることといたしております。また、来年度につきましては、0.05月の増額分を6月と12月の支給期に均等に割り振ることとなりますので、それぞれそこに掲げておりますように0.025月増の0.75月とすることとしております。

次に、その他の改正ということで(4)の地域手当についてでございますけれども、現在、東京事務所などの物価水準が高い地域の勤務箇所に勤めている職員には地域手当を支給しておりますけれども、異動に伴って地域手当の支給地域でない勤務箇所に異動した場合でも1年間は異動保障として地域手当を支給しておりますけれども、今回これを廃止することとするものでございます。

最後に、幹部職員の本年度の改定見送りについてでございますが、国は厳しい社会経済情勢等を勘案して、指定職である幹部職員の給与改定を見送っておりますが、本県におきましても、国の取り扱いに準じて次長級以上の幹部職員につきましては、地域手当及び勤勉手当の改定を見送ることとしております。

施行日につきましては、それぞれそこに掲げておるとおりでございます。

続きまして、41号議案でございます。条例改正の内容は25ページから28ページまでとなりますが、資料29ページの概要で御説明をさせていただきます。熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは一般職の職員と同様の給与改定を行うに当たっての規定の整備並びに係関係法の改正による規

定の整備を行うものでございます。この条例は技能労務職員、企業職員の給与の種類等について規定した2本の条例でございますけれども、先ほど御説明しました一般職の職員と同様に地域手当のうち、異動部署に関する部分について廃止すると同時に、育児短時間勤務、就学部分休業等の制度の導入に伴い関係規定の整備を行うものでございます。

施行日につきましては、育児部分休業に係る部分を除き20年4月1日としております。

続きまして、42号、43号につきましては、いずれも人事委員会勧告を踏まえた給料に関する規定の改正と、あわせまして関係法令の改正等を行う規定の整備を行うものでございます。

まず、32ページをごらんいただきたいと思っております。熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正についてでございます。改正内容といたしましては、人事委員会勧告を踏まえました給料表、期末勤勉手当の改定及び育児短時間勤務の導入に伴う規定の整備を行うものでございます。

続きまして、37ページをごらんいただきたいと思っております。熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。改正内容といたしましては、42号と同じく人事委員会勧告を踏まえた期末勤勉手当の改定を行うと同時に、任期付職員の採用に関する法律の改正に伴いまして、任期付採用の対象を拡大するなど規定の整備を行うものでございます。

施行日につきましては、期末手当の改定分が19年12月1日、その他が20年4月1日としております。

人事課は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○小嶋行政経営課長 行政経営課でございます。説明を申し上げます。総務常任委員会の資料の方にお戻りいただきまして、資料の55

ページをお願いいたします。

議案第11号熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この条例案は、平成17年の2月に策定いたしました行財政改革基本方針に沿って知事の事務権限の一部を市町村に移譲することに伴う関係規定の整備でございます。

施行日は、平成20年の4月1日としてございます。

それでは、具体の改正概要につきましては、条例案の概要で御説明を申し上げますので、委員会資料の63ページをお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

1のところに記載してございますが、条例制定の趣旨につきましては、地方分権の趣旨にのっとりまして、市町村への事務権限移譲を進めるための関係規定の整備となっております。2に記載してございますが、改正内容につきましては、表が下の方でございますけれども、(1)から次の64ページまでかかっておりますが、(15)までの内容となっております。左側の枠の中に記載されております移譲対象となります16法令179項目の事務を右側の欄に記載しております市町村等に移譲するものでございます。今回の改正によりまして、天草市ほか22団体に新たに事務権限を移譲することとしてございます。項目が多くございますので、各項目を簡潔に御説明申し上げます。

まず、(1)は公有水面埋立法に基づきます埋立免許等に係る事務を新たに天草市に移譲するものでございます。この事務を天草市に移譲することによりまして、市はみずから管理する漁港区域内の埋立許可をみずからの判断で行えるようになりまして、より地域の実情を踏まえた漁港管理が可能となってくるものでございます。

次に、(2)は、墓地埋葬等に関する法律に基づく事務のうち、墓地等の経営許可等に関

する事務を天草市、上天草市、合志市に移譲するものでございます。この権限をそれぞれの市が有することで申請者の移動距離や時間等が短縮されまして、利便性の向上につながってまいるといふふうに考えております。以下、長くなりますので、移譲する事務名と移譲先のみ御説明を申し上げます。

(3)につきましては、国有財産法に基づく事務のうち、市町管理漁港の漁港区域内の農林水産大臣所管の国有財産に関する事務につきまして天草市に移譲することとしてございます。

(4)につきましては、中小企業等協同組合法に基づく事務のうち、事業協同組合等の設立認可等に関する事務につきまして熊本市に移譲することとしてございます。

(5)につきましては、火薬類取締法に基づく事務のうち、火薬類の譲渡または譲り受け及び消費の許可等に関する事務、煙火に係るものを除きますが、これにつきまして宇土市及び上天草市に移譲することとしてございます。

(5)の2につきましては、同じ事務でございますけれども、煙火に係るものにつきまして宇城広域連合に移譲することとしてございます。

(6)につきましては、水道法に基づきます事務のうち、簡易専用水道の指導監督等に関する事務につきまして荒尾市、水俣市、玉名市に移譲することとしております。

(7)につきましては、中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務のうち、協業組合の設立認可等に関する事務につきまして熊本市に移譲することとしております。

(8)につきましては、分収林特別措置法に基づきます事務のうち、分収林契約に係る募集等の届出の受理等に関する事務につきまして、熊本市及び天草市に移譲することとしております。

(9)につきましては、老人福祉法に基づく

事務のうち、老人居宅生活支援事業の届出の受理等に関する事務につきまして、天草市に移譲することとしてございます。

(10)につきましては、都市計画法に基づく事務のうち、都市計画施設内の区域内における建築の規制等に関する事務を人吉市ほか12市町、それから、都市計画の決定または変更にあつての土地の試掘等の許可等に関する事務を人吉市ほか11市町に移譲することとしておるものでございます。

(11)につきましては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務のうち、液化石油ガス設備工事の届出の受理等に関する事務につきまして、宇城広域連合に移譲することとしております。

(12)につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務のうち、土地を譲渡する場合の届出の受理につきまして、人吉市ほか14市町に移譲するものでございます。

(13)につきましては、浄化槽法に基づきます事務のうち、浄化槽の設置等に関する事務につきまして、甲佐町に移譲することとしてございます。

(14)につきましては、被災市街地復興特別措置法に基づきます事務のうち、土地の形質の変更等の許可等に関する事務につきまして、荒尾市ほか8市町に移譲することとしてございます。

最後に、(15)につきましては、租税特別措置法の改正に伴う根拠条文の変更を行うこととしてございます。

今回の移譲によりまして、20年4月時点では平成12年度からの累計で72法令、668項目の権限移譲がなされることとなってございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○楢木野私学文書課長 私学文書課でございます。

第12号議案熊本県公益認定等審議会条例の制定について御説明いたします。条例案は説明資料の65ページ、66ページですけれども、条例案の説明に入ります前に公益法人制度改革の概要についてまず、御説明いたしたいと思えます。資料の68ページ、公益法人制度改革の概要をごらんください。

まず、表1改革の契機でございます。公益法人改革については、行政改革大綱の中で国の関与の合理化の観点から取り上げられ、また、閣議決定で行政や民間営利部門ではできない社会のニーズを満たすものとして積極的に位置づけるという方針が打ち出され、改革の方向が決定されました。その結果、昨年6月に表2に掲げております公益法人制度改革関連3法、一般法人法、公益認定法、関係法律整備法の3法が公布されました。

施行日は来年12月1日でございます。これら3法の施行により、新制度が始まり創設されますのが次の表3に掲げております新しい4法人類型でございます。いずれも非営利の法人であることは共通しておりますけれども、左の一般社団法人と一般財団法人に関しては、公益目的事業を行う必要はなく、解散する際の残余財産の処分制限につきましても、これまでの公益法人が類似の団体に寄附するといった厳しいものであったことに比べると社員総会で決定できるといった緩やかなものになっております。その反面、税制の優遇措置はない見込みでございます。これに対して、右の公益社団法人と公益財団法人は、左の一般社団法人、財団法人のうち、公益目的事業を行うことを主目的として、行政庁の公益認定を受けたものでございまして、公益目的事業比率、これは全費用のうち、公益目的事業に係る費用の割合ですが、これが50%を超えることが必要となり、構成員間で残余財産の分配はできないものの、その反面、税制優遇措置はあるという法人でございます。なお、これまで公益法人という言葉は法律に

定義がございませんでしたが、このたび公益法人、財団法人の総称として定義されております。

続きまして、表4現行民法法人の移行、現在ある民法法人の移行でございますが、来年の12月1日に予定されている関連3法の施行により、民法が改正されるため、現在ある民法法人制度、現行の民法法人制度は回避され、現在の民法法人は経過措置として特例民法法人となり、施行日から5年の間に新しい4法人類型のいずれかに移行することとされ、移行できなかった場合は解散となります。

以上、整理しますと次の69ページの表5、法人類型の変遷のイメージの図のとおりとなります。この図は大きく上、中、下の3段に分かれておりますけれども、まず、一番上ですが、NPO社会福祉法人等でございます。これはこうした法人も広い意味で公益法人という場合がございますが、今回の改革は、民法法人だけを対象としているため、法人類型等に変更はありません。

次に、中段の経過措置でございます。現在の民法法人は施行日以後、自動的に特例民法法人という位置づけになり、行政庁から①の移行認定を受けると新しい公益法人になり、②の移行認可を受けると一般社団法人、一般財団法人になり、どちらもできないときは移行期間満了により解散ということになります。

最後に一番下の欄ですが、新法では施行日以降、任意団体等が公証人により定款の認証を受け法務局に登記を行うだけで簡便に一般社団法人、一般財団法人をつくれるという制度ができます。この部分に県の関与はございません。その後、法人が行政庁から③の公益認定を受けると新しい公益法人になるということになります。なお、①の移行認定によりできた公益法人と③の公益認定によりできた公益法人は全く同じものでございます。

続きまして、表6認定・認可の基本的な手続

でございますが、①から③までの認定・認可につきましては、いずれも行政庁に申請することになります。所管する行政庁は県内だけで活動する法人であれば知事、複数県にまたがり活動する法人であれば内閣総理大臣となります。行政庁は審査をし、警察やその他の法令の許認可、行政庁の意見も聞いた上で、県の場合ですと、合議制の機関という専門家の委員で構成する附属機関に諮問し、答申を経て認定・認可との処分を行うこととなります。

最後に表7、ただいま申し上げたその合議制の機関についてでございます。この機関は、公益認定法により設けるものでございまして、これまで行政が自由裁量により設立を許可していたことで一部に不適切な事態が生じていることから、第三者機関を関与させることで透明性を確保し、制度の信頼性を確保する意図で設けられたものでございます。役割といたしましては、先ほど申し上げた認定・認可の際の諮問に対する審議・答申と公益法人に対する立入検査等を行うこととでございます。委員につきましては、政令により人格が高潔で法律、会計等にすぐれた識見を有する者、あるいは政治運動の禁止等が定められております。

以上が公益法人制度改革の概要でございますが、このたび第12号議案として提出しました熊本県公益認定等審議会条例は、この合議制の機関について条例化するものでございまして、引き続き条例案の概要について御説明いたします。ページをお戻りいただいて67ページの熊本県公益認定等審議会条例案の概要をごらんいただきたいと思います。

まず、1の条例制定の趣旨でございますが、先ほど申し上げましたとおり、公益認定法の第50条第1項で県に設置することとされている合議制の機関について、同条第2項で組織及び運営については条例で定めるとされておりますので、この趣旨に沿って条例を制定す

るものでございます。

次に、2の主な制定内容でございますが、アからシまで順に言いますけれども、委員の数を3人以上5人以内と定めること、委員は法律、会計等にすぐれた識見を有する者の中から知事が任命すること、任期は3年とすること、委員は独立して職権を行うこと、非行がない限り罷免されないこと、秘密の保持、政党役員への就任や政治運動の禁止、会長の互選、会議の招集と、それと運営に必要な事項についての審議会、会長への委任等を定めております。なお、別途、内閣府が条例の内容を規定する政令を出してございまして、以上の条例の内容はほぼ政令の規定どおりのものとなっております。

最後に施行の日でございますが、議決があり次第、公布施行し、委員人選に入ることとしております。実際に委員を任命し第1回審議会を開催しますのは来年の4月から5月ごろを予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○富田税務課長 税務課でございます。工場等設置奨励条例と県税特別措置条例の一部を改正する条例でございます。73ページの概要をお示しておりますので、73ページをお願いいたします。

税で担当をしておるところは中段の箱書きの県税特別措置条例のところでございます。まず、全体を御説明をしたいと思っております。今年の5月に産業振興を目的にしまして、企業立地促進法が国で新たに制定をされました。この法律は、過疎地や離島地域に工場の立地を促進する従来の法律と違いまして、都市部にも工業立地を進めるということを目的にしておりますところが特徴的でございます。製造業で5億円以上、それ以外では3億円以上の施設を対象工場にしまして、不動産取得税を免除とするために県税特別措置条例を改

正するものでございます。

施行日は公布の日からになっております。
以上でございます。

○市川財政課長 財政課でございます。74ページをお願いいたします。

第26号議案当せん金付証券の発売についてでございますけれども、いわゆる宝くじの発売限度額につきまして、法律第4条の規定によりまして、議会の議決をいただいた上で総務大臣に提出する必要があるとございます。このため来年度に熊本県が発売いたします宝くじの発売限度額を175億円以内とすることにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。この金額の設定につきましては、本年度までの発売状況等を勘案しまして今年度増額で決定させていただいておるところでございます。

説明は以上でございます。

○松見市町村総室長 市町村総室です。75ページをお願いいたします。

第27号議案でございますけれども、市町の廃置分合についてでございます。これは平成20年10月6日から下益城郡富合町を熊本市に編入合併することとするものでございます。説明は77ページの方でさせていただきます。

まず、廃置分合の手続でございますけれども、熊本市、富合町、両首長、議会の議決を経まして11月7日に知事に申請がなされております。この申請に基づき知事が廃置分合の決定を行うこととなりますけれども、決定につきましては、地方自治法第7条第1項の規定によりまして県議会の議決が必要であり、本議会での議決をお願いするものでございます。なお、廃置分合の効力は本議会での議決を経て知事が決定し、その旨を総務大臣に届け出て、それを総務大臣が告示することにより生じることになります。

次に、6番ですけれども、新市の状況でござ

いますが、この合併によりまして合併後の熊本市の人口は67万7,565人となります。

次に8ですけれども、県内における廃置分合の状況でございます。編入合併といたしましては、平成3年の飽託郡4町が熊本市に編入されて以来のことです。また、合併新法下での合併は今回が初めてとなります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○由解文化企画課長 文化企画課でございます。資料78ページをお願いいたします。

議案第29号専決処分の報告と承認についてでございます。79ページの概要で御説明申し上げます。

今年の10月9日に熊本県の地域振興局、文化企画課職員が文化企画課の松橋収蔵庫敷地内の除草作業で刈払機を使用しておった際に誤って小石をはね飛ばしまして、隣接地に駐車中の車両の後部座席左側窓ガラスを破損したことによる損害賠償額2万9,830円の決定と和解に関するものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○中原隆博委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、議案等につきまして質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○竹口博己委員 今、関心を呼んでいます人事委員会からの勧告を受けて9億600万の予算計上については、理解する声あるいは一部にシビアな声等々、聞かれますが、県の見解をお示し願いたいと思います。どなたでしょうか。

○田崎人事課長 お答えをいたします。人事委員会勧告につきましては、先生、御承知のとおり、国の人事院と一緒にしまして、毎年、給与については、民間企業でいいますと

50名規模以上の規模の企業の調査をいたしておりまして、全国では1万社ほど、県では50人規模以上で180社程度を把握されておりまして、民間給与等について調査をされまして、それに基づいて官民の格差について勧告されるという制度でございます。そういう意味では勧告どおりに給与改定を行うことで県内の民間給与との均衡が図れるというふうに基本的には考えているところでございますし、また、人事院勧告制度は、御承知のように労働基本権制約の代償措置と重い意味を持っているというところでございます。そのような意味で勧告に従って実施するというのが基本であろうというふうに考えているところでございますけれども、過去には国の方も含めまして勧告の見送りといったような措置もなされておるところでございます。県もそういう場合には一緒になって国に準じた形でやっておりますけれども、今回も国と同様、国は指定職については、勧告を見送っておりますし、そういうことも踏まえまして、本県としましても、次長級以上の職員についての地域手当それから勤勉手当の勧告を見送ったということでございます。そのようなことでございます。いろいろ御意見もあろうかと思っておりますが、人事委員会勧告の趣旨等を踏まえまして、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○竹口博己委員 よくわかりました。人勧が示された背景になっている官民格差から見ても妥当であるということですよ、一言で言えば。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。

○竹口博己委員 はい、いいです。そうですね。

○西岡勝成委員 下がる方のあれですけど、特別職の全額で大体、年間どのくらいの減額になりますか。

それと九州各県を見た場合に知事初めその辺の給与、手当の状況というか、どの辺にあるのかな熊本県は。

○田崎人事課長 今の御質問は特別職と申しますか、知事、三役等のということでよろしゅうございますか。

○西岡勝成委員 はい。

○田崎人事課長 現在、知事の給与につきましては、条例に特別職の知事等の給与条例によりまして、現在、124万円ということで規定をされてございます。その他、副知事以下につきましても、それぞれ規定がなされておりますけれども、この金額というのは特別職の報酬審議会等を経ましてその報酬額というのが定まってくるわけでございますけれども、この金額は実をいいますと、平成18年4月1日で特別職の報酬審議会条例を踏まえて改定がなされております。現状で九州各県の状況を見てみますと、ほぼ大体、本県の報酬額と同じような金額ということでございます。そう大差はないということでございます。

以上でよろしゅうございますか。

○西岡勝成委員 総額どのくらい減額になるのかな。

○田崎人事課長 今おっしゃったのは今回の特別職の給与カットに伴う額ということで。

○西岡勝成委員 そうです。

○田崎人事課長 失礼いたしました。申しわけございません。1年3カ月間で総額1,500

万円程度のカットということになります。

○西岡勝成委員 よかです。

○中原隆博委員長 ほかに。

○小早川宗弘副委員長 私も今回の職員の給与改定については、非常に県財政が厳しい状況の中で上がるのはいかがなもんかなというふうな気持ちであります。ちょうど今、私も忘年会シーズンだもんだけん、いろいろな県民の方と色々な会合に行ってから話を聞く機会があつとですけれども、県は厳しか、厳しい財政と言いながら、給料を上げる分についてはすんなり9億600万の予算を計上すつとかいというふうな非常に厳しい意見があつてですね、県民の理解というのが得られておらぬとでなかるうかなというふうな思いもあります。ちょっと部長に後から見解を聞きたいというふうに思いますけれども、実際、上がる対象となる若年層の皆様方、給料が上がる皆様方の受けとめ方というのを聞きたかつです。人事委員会勧告だけん、私たちの給料が上がってもそれは当然ばいというふうな思いもあられるかもしれませんし、こういう時期に我々の給料が上がるのは抵抗があるとかというふうな思いがあるかもしれんですけれども、その実際は上がる職員さんたちの気持ちと、どがんふうな受けとめ方をしとんなはつとかなあと、わかればですよ、その辺の話も聞きたいと思いますけれども、結局は職員さんの皆様方の職務に対する意識だとか、あるいは熱意がこの給与の改定に伴って向上していく、上がっていけば仕事の能率とかも、だんだんと上がっていくというふうな意識の向上につながっていけばというふうなことを思うもんですから、職員さん方の受けとめ方はどうなのかというのを聞きたいです。

○田崎人事課長 職員の受けとめ方ということでございますが、この11月に職員組合との交渉等も続けてまいりまして、その中でも非常に厳しい状況にあるということはこちらの方からもいろいろお話ししまして、それぞれの各職員の方もそういう状況にあるという受けとめ方はしておるところでございます。一方、実をいいますと、平成11年からずっと人事委員会勧告につきましては、ボーナス等がずっと支給月数が下がってきておりまして、11年から18年まで連続して下がる、あるいは18年度は勧告なしということでございましたけれども、総額として52万程度下がってきている状況もでございます。そういった点からは人事委員会勧告について下がったときにも受けとめてきていると、そういう意味では、ある意味上がるときにいろんな意見があるのは承知するけれども、そこは御理解をいただきたいというのが職員の方の中にはあるのではないかと、私はそういうふうな受けとめたところでございます。

以上でございます。

○中原隆博委員長 それでは、総括して総務部長どうぞ。

○原田総務部長 今年の職員の給与改定につきましては、いろんな県民の皆様からの厳しい声もあるということは私自身も十分承知しておりますが、今、人事課長からる御説明を申し上げましたように、職員の給与の取り扱いについては、そういった人事院あるいは人事委員会制度というのがあり、それが一つ重い制度であるというのが第1点でございます。そういう中でこういう提案をいたしておりますけれども、職員にありましては、そういう県民の声があるということを踏まえて、やはり例えば職員数あたりは相当減らしてきておりますけれども、残された職員、そうい

う意味では総人件費の抑制というのは相当の効果は上げております。その辺も県民の皆さんには御理解いただきたいと思いますが、なかなか民間給与との格差というか、比較をしたと申しましても、やはり、どうしても公務に類似した企業に限定しているということ、あるいは50人規模というそういった規模からいいますと、一般の県民の皆さんの感覚とはずれるのではないかという要素もあるということも理解しております。そういうことで、そういう声があるというのを十分理解しながら県民サービスあるいはより一層の職務の精励、この辺が必要だと思っておりますし、機会あるごとにそういう県民の皆さんの声を受けとめて職務に精励するように私どもとしても取り組んでいきたいと思っております。

○小早川宗弘副委員長 人事委員会の勧告というふうなこともありますけれども、私個人は採決には反対しませんけれども、県民の皆様方の意見と認識、厳しい見方をされているということをしっかりと皆様方は受けとめていただいて、今まで以上に頑張っていたきたいというふうに思います。

以上です。

○西岡勝成委員 自己啓発等の休業また修学部分休業、高齢者部分休業、これで承認要件として、公務の運営に支障がないということになっておりますけれども、非常に職員の削減をしている中でぎりぎりのところでやっているのですけれども、これはどういう要件が満たされたとき判断されるんですか、人数的な問題もあろうかと思っておりますけれども。

○田崎人事課長 承認要件としましては、今、先生おっしゃられましたように、公務に支障がないことというのがまず大前提でございます。当然、例えば自己啓発休業制度につきましては、全く公務を離れるわけでございませ

るので、離れる分につきましては、例えば業務の再配分でありますとか、例えば嘱託の採用でありますとか、例えば今回、御説明しました短時間の勤務する職員を採用するとか、そのようなことで対応していくということになるわけでございます。そういったことを踏まえて個別、個別に公務の上に支障があるのかなのか、申請があった都度、判断していくということになるということでございます。

○西岡勝成委員 概略、大体、何人くらいということは想像はされてないわけですか。

○田崎人事課長 自己啓発休業制度、修学部分休業制度はそれぞれ大学等を対象にしておりますけれども、現在、実をいいますと夜間の大学あるいは通信制の教育という大学に行っている職員というのが総数で大体42名程度把握をしております。

○西岡勝成委員 両方ですか。

○田崎人事課長 それぞれトータルしてでございます。夜間大学、通信教育あるいはその他の大学の履修といたしますか、課程をそれぞれ時間ごとでございまして、課程の履修というようなことで今実際にそういったところに行っているのが42名程度おまして、一定数の希望は出てくるのかなというふうに思っておるところでございます。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。

○鎌田聡委員 高齢者の部分休業制度ですね、背景がよくわからないんですけど、実際、地域ボランティアとか、家族介護で時間を必要だというニーズがあるんでしょうか、現場の方には。

○田崎人事課長 高齢者の部分休業につきましては、現在、取り入れております導入県が全国で約20県程度ございます。そういった県の状況を見てみますと、例えば高齢者部分休業を使いましてボランティアに参加したり、あるいは家族介護に利用したり、あるいはみずからの健康上の理由等で一定期間といえますか、勤務時間を少なくできる高齢者部分休業を活用されているというケースがあるようでございます。私たち熊本県としまして、どの程度の利用があるのかということにつきましては、まだわからない部分もあるわけでございますけれども、今申しあげました地域ボランティアへの参加、あるいは家族介護等については一定の希望等もあるのではないかとこのように思っているところでございますし、もう先生方、既に御承知のように、再任用制度というのが60歳を超えた場合に導入しておりますけれども、再任用の短時間勤務制度というものも導入しております。この再任用の短時間勤務制度とこの高齢者部分休業制度を組み合わせることによりまして、言うならば職場の新陳代謝あるいは言いますならば新規採用職員の採用につながる部分もあわせてございますので、そういった点も踏まえて今回、導入をしたいというふうに考えているところでございます。

○鎌田聡委員 趣旨としては理解をするんですけども、これはあくまでも本人が希望する場合で、希望をさせられるふうにして人件費を抑制していくとか、そのようにならないようにぜひやっていただきたいと思っておりますし、その家族介護とか健康上の部分はわかりますけれども、ボランティアはボランティア休暇制度というのがあると思うんですけども、そことの兼ね合いはいかがでしょうか。

○田崎人事課長 高齢者部分休業制度については、今、先生おっしゃいましたように、本

人からの希望というのが前提でございますので、それを強制するというようなことがあるということではございません。

それとボランティアというのを今おっしゃられました休暇というのが確かにございます。特別休暇としてございますけれども、これは一定の期間限られた日数、たしか5日間ということだったと思っておりますけれども、そういう限られた期間の特別休暇でございまして、今回のような形で継続した形の勤務時間を少なくする中で地域ボランティアに参加するという部分が広がる可能性はあろうかというふうに思っております。

○鎌田聡委員 ちょっとボランティア休暇とは中身が違うというか、取り方自体とか、ボランティアの中身が多分違うんだらうと思っておりますので、先ほど申しあげましたように、これはあくまでも職員の希望と、自分のライフサイクルといいますね、そういった生活面の希望という部分で運用していただきたいというふうに思います。

以上です。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

ほかになければ、これで議案等に対する質疑を終了したいと思います。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第3号から第13号まで、第26号、第27号、第29号、第32号、第33号及び第40号から第43号までについて一括して採決をいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外20件について、原案のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 異議なしと認めます。よ

って、議案第1号外20件は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

それから、今それぞれ委員の先生方からも御指摘もございまして、特に可決いただきました中での第32号議案、平成19年度熊本県一般会計補正予算(第8号)についていろいろと議論がございます。本会議に附帯決議がされるかとも思います。

以上、申し添えておきます。

それでは、次に、本委員会に付託されました請願を議題とし、これについて審議を行いたいと思います。

それでは、請第17号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○楢木野私学文書課長 私学文書課でございます。

請第17号私学助成の充実強化に関する請願について御説明いたします。

この請願は、私学助成拡充を求める熊本県実行委員会からの請願でございます。請願事項は3項目あります。まず1は、私学助成全般にかかわる総論的な内容でございまして、私学助成予算総額の増額を求めるものとなっております。また、2と3は個別的な事柄で小規模校に対する特別助成制度の創設と父母負担軽減のための直接助成措置の拡充でございます。以下、それぞれの項目についての現状について御説明いたします。

まず、請願事項にかかわる私学振興予算としましては、本年度は私学全体で85億円余、うち、中高等学校関係では57億円余を計上しております。そのうち、私立中高等学校の経常費への補助が53億円余でございまして、財源的にはそのほとんどが地方交付税と国庫補助金で措置をされているところでございます。

請願事項2に関しては、本県の私立高等学校で、これは小規模校という定義が書いてないのですが、昨年度までは300人未満というこ

とが入っておりましたので、一応、300人以下の高校ということで考えますと3校ありますけれども、うち2校は別途、過疎高校への特別補助を受けております。過疎高校への特別補助につきましては、国庫補助事業として、国の基準に基づき、県内の該当校に対し8,800万円余の補助を行っております。

請願事項3の父母負担軽減につきましては、高校の場合、先ほど述べた経常費助成で生徒1人当たり約30万円の助成を行うとともに、請願事項にあります失業、倒産等による家計急変も含めて経済的に困難な家庭への就学支援として、私立学校が行う授業料の減免に対して1億1,000万円余の補助を行っております。これは九州の他の県と比べましても手厚い補助でございます。現状は以上でございます。

なお、去る9月議会において、熊本県私立中学高等学校協会及び熊本県私立中学高等学校振興協議会から、私学助成の充実を求める請願がなされ採択されて国に意見書が提出されました。9月議会の請願と今回の請願は、ともに私学助成の充実を求めるものであります。9月議会の請願は、私学助成の一層の充実が図られるよう政府及び国会に意見書を提出してほしいという趣旨、つまり国に対する働きかけを求めるものでございましたが、今回の請願は県に対して、予算上の対応を求めるものでございます。

説明は以上のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中原隆博委員長 それでは、ただいまの説明に対して質疑はありませんか。

なければ、これで一応、質疑はないものということで理解をいたしたいと思います。

それでは、採決に入ります。

請第17号についてはいかがいたしましょうか。

(「採択」「不採択」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 採択と不採択、2つの意見が出ております。

それでは今、採択と不採択という意見が出ましたので、採択、不採択について、まず、採択についてお諮りをいたしたいと思いません。

請第17号を採択とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○中原隆博委員長 挙手少数と認めます。よって、請第17号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、継続審査についての請願の審査を行いたいと思いません。

まず、請第3号について執行部から状況の説明をお願いいたします。

○由解文化企画課長 文化企画課でございます。

請第3号継続案件でございます。県立劇場のコンサートホールにパイプオルガンの設置の実現を求めるものでございます。状況の変化はあってございません。今後とも引き続き全国の調査状況などの把握に努めますとともに、何らかの工夫・方策ができないか研究してまいりたいというように思っております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中原隆博委員長 ただいまの説明に関しまして、御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 それでは、採択に入ります。ただいまの請第3号についていかがいたしましょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 継続ということでございます。

それでは、継続について、お諮りをいたします。

請第3号を継続審査とすることに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 異議なしと認めます。よって、請第3号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件について、お諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 それでは、そのように取り計らわせていただきます。

それでは、その他といたしまして、執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、執行部の報告を求めた後、一括して質疑を受けたいと思いません。

それでは、関係課長から順次報告をお願いいたします。

まず、総務部から田崎人事課長。

○田崎人事課長 人事課でございます。

地域振興局の見直しについて御報告させていただきます。お手元に資料としまして、地域振興局見直しに関する基本方針、それから、地域振興局見直しに関する基本方針概要の2種類をお配りしていると思いません。本日は、そのうちの横長の概要によりまして御説明をさせていただきます。地域振興局の見直しにつきましては、御承知のように平成17年2月に作成しました行財政改革基本方針に基づきまして、昨年9月に見直しの基本的な考え方を記載しました中間取りまとめを策定して、県議会に御報告をさせていただいたところでございます。その後、関係市町村や関係団体に対し中間取りまとめを説明し、ヒヤリングなどを行いまして、さまざまな御意見をお伺いしてまいりました。それらの意見を踏まえまして、今回、基本方針として取りまとめたところでございます。それでは、概要の表紙

をおめくりいただきまして1ページをごらんください。

まず、上段の欄でございますが、地域振興局の現状と課題につきまして、地域振興局の機能や役割の課題と、各業務ごとの課題とに分けてまとめております。機能と役割につきましては、平成12年に地域振興局が発足した際に強化しました地域振興機能、市町村との連携機能、県民サービスの3つの拠点機能について課題を示しております。また、一番右側にありますように、各業務ごとの課題は、各分野ごとの業務について改めて見直した結果、浮かび上がってきた課題としてまとめております。これらの課題への対応の観点から検討しました結果、地域振興機能につきましては、新幹線熊本づくりプロジェクトなどを初めとした地域の元気づくりの取り組みなどに、また、市町村との連携機能については、市町村合併の支援などについて、今後とも地域振興局の機能を維持しながら取り組んでいく必要があると考えております。一方、県民サービスの拠点としての機能につきましては、法制度や社会環境の変化に伴う新たな課題への対応、さらには行財政改革にもふだんに取り組む必要があることから、今回見直しとしておりまして、県民サービスに直結いたします各業務の課題解消に向けて専門性の維持や、効率性の向上のため、業務の集約や組織のスリム化などの改善策に取り組む必要があると考えております。各業務ごとの課題の欄にも記載しておりますように、改善が必要な業務の例としましては、福祉事務所業務、税の賦課徴収業務などについて記載しているところでございます。なお、1ページ目の中段の囲みに記載しておりますけれども、留意すべき要因としまして、第二期地方分権改革の動きや地域の意見などもしっかりと見極めながら見直しを進めていく必要があると考えております。

2ページをごらんいただきたいと思いま

す。ここでは当面の見直しについて3つの方策を記載しております。1つ目は現状と課題でも申し上げました地域振興機能と市町村等との連携機能について維持継続する必要があることから、現行の10局振興局体制を維持し、地域振興などへの取り組みを継続するとしております。2つ目は県民サービス機能及び各業務ごとの課題への対応として新たな課題や専門的、広域的課題へ対応するため、業務集約を実施するとしております。3つ目は行財政改革に向けた現行組織の見直しとして、効率的な実施体制の整備に向け組織のスリム化を実施するとしております。その下に業務の集約の例として、幾つか掲げておりますけれども、まず、20年度でございますが、庶務業務の一部を本庁に集約しますとともに、水産業業務を個別に集約するなどの見直しを行いたいと考えております。

そのほか、おおむね3年以内に集約に向けて掲げておりますように税務関係、生活関係、福祉関係、環境関係、林務自然保護関係などについて記載しております。それぞれの業務の課題を解消するため、おおむね3年以内に業務を集約する方向で検討していきたいと考えております。なお、平成20年度から集約する業務を含めまして、いずれの業務につきましても、直接的な県民サービスにかかわるものにつきましては、これまでの地域に引き続き窓口を置いたり、許認可等の電子申請化や電子メールを利用した相談受付、また、必要に応じて職員が現地に出向くなどの工夫によりまして、利用者の利便性ができる限り低下しないような工夫を検討していきたいと考えております。また、あわせまして現行組織の業務を見直して、小規模組織の統廃合などによりまして簡素で効率的な体制を整備していく予定としております。このようなことを含めまして今、県の行財政改革基本方針では、平成17年から22年にかけて知事部局全体で約360人の職員数削減を掲げておりますけ

れども、このうち約半数に当たります180人程度を業務の集約あるいは組織のスリム化などを行うことで地域振興局から削減することを目指して、行財政改革についても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。なお、地域振興局の見直しにつきましては、先ほども述べましたけれども、第二期地方分権改革に向けた国と地方との役割分担のあり方についての議論や、合併新法に基づく市町村合併の取り組みなど、県や地域振興局を取りまく環境に不確実な状況もございますため、これらの動向を見極めながら今後も地域振興局の見直しの検討を継続していく必要があると考えております。

最後に、今後の進め方についてでございますが、この基本方針につきまして、各市町村や関係団体へ御説明し、御意見をお聞きしながらよりよい業務執行体制づくりに向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、地域振興局見直しに関する基本方針として御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。それでは続きまして、市川財政課長。

○市川財政課長 財政課でございます。2番目の資料をお願いいたします。

熊本県連結バランスシートにつきまして御説明させていただきます。1枚目の概要ページで御説明させていただきます。県団体のバランスシートにつきましては、9月議会で報告させていただきましたが、今回につきましては、1の策定目的のところにも書いてございますが、本県と連携協力して行政サービスを実施している関係団体、具体的には三セク、地方公社などでございますけれども、これらで一定の要件を満たすものにつきまして連結してバランスシートをつくったものでご

ざいます。これにつきましては、夕張市において外郭団体の負債が問題になったりもしましたけれども、地方団体が一定のかかわりを持つ外郭団体の負債なども合わせて財務の姿をわかりやすく見せると、そういった観点から作成しておるところでございます。連結の結果としましては、4にまとめておりますけれども、資産が3兆2,599億円、負債が1兆6,552億円でございます。連結する前の県のバランスシート、県団体のバランスシートと比較しますと、資産につきましては430億円、負債につきましては276億円、それぞれ約2%弱大きくなっておるところでございます。こういったバランスシートを他県とも比べながら今後の熊本県財政につきまして検討の指標となるよう勉強していきたいというふうに考えております。

次に、3番目の資料をお願いいたします。

こちらは地方公共団体財政健全化法における指標についてという資料でございます。先にちょっと裏をごらんいただきますでしょうか、法律全体の概要をまとめておるところでございます。これは2月議会においても御説明させていただいておりますので、簡潔に御説明させていただきますけれども、上が新たな制度、下が現在、夕張市が適用されております財政再建制度でございますけれども、新たな制度になる際に変更点が2件ございます。左から見ていただきますと、下の制度では、指標が1つしかございませんけれども、上の制度におきましては、指標が4つになっております。②の三セクなどを含めた連結の指標、④のストックベース、そういった指標を4つにふやしまして多面的に分析するようになっておるところが1点目でございます。

次に、下の制度では2点目でございますけれども、下の現行旧制度では真ん中がなくていきなり一番右の再建段階にっております。上の新制度におきましては、まず、指標が一定水準になったときにつきましては、早

期健全化計画というのを作成いたしまして、まずは実質的な健全化を図ると、さらに指標が悪化したときに初めて再生段階といったふうになります。真ん中の部分につきましては、財政の悪化に黄色信号をともすというような、いきなり赤信号にいくのではなくて黄色信号をともすような、そういった仕組みになっておるところでございます。再度、表をごらんいただきますと、今回この財政再建制度にかかわります4つの指標が早期健全化基準、財政再生基準、それぞれ表のとおり総務省から先般公表されたところでございます。なお、この指標の一部の算定方法、いまだ不明の部分もございますけれども、本県の場合で申しますと、昨年度の平成18年度の決算に基づき算定しますと、厳しい財政状況ではございますけれども、どの指標も該当しないというふうに見込んでおります。今後ともより一層健全な財政運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

説明は以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

続きまして、先生方、報告事項の4番目でございます。松見市町村総室長。

○松見市町村総室長 市町村総室でございます。

市町村合併の進捗状況につきまして御報告させていただきます。報告資料4番目ですが、その1ページをお開きいただきたいと思います。アンダーライン下線を引いております箇所が9月委員会で御報告いたしましたそれ以降の最近の動きでございますので、その部分を中心に御説明いたします。

まず、合併新法下の取り組みでございますけれども、先ほど御審議いただきましたとおり、熊本市と富合町から廃置分合申請がなされたところがございます。また、2ページに

なりますけれども、10月には政令市関係シンポジウムを熊本市等と共催で開催したところでございます。

次に、大きな2番目の熊本市と富合町の合併につきましては、御説明したとおりでございます。

次に、4ページをお願いいたします。各地域におきます合併に向けた動きでございますけれども、まず、熊本市周辺では植木町、城南町、益城町、西原村のそれぞれの動き、また、荒尾・玉名地域や人吉・球磨地域での最近の状況を記載しているところがございます。このような具体的な動きが始まった町や地域に対しましては、県としても情報の提供や説明など記載のとおり実施しているところがございますし、いまだ具体的な動きのない地域に対しましては、これからもできるだけ早く検討を始めていただくよう合併機運の醸成に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

それでは続きまして、地域振興部、田嶋川辺川ダム総合対策課長、報告事項の5です、よろしく願いいたします。

○田嶋川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

まず、治水を巡る状況について御説明いたします。国土交通省が本年5月に河川整備基本方針を策定いたしまして、その後これに関する説明会を以下の表のとおり、流域内市町村50回、流域外で3回と合わせて53回実施しております。今後ダムを初めとする具体的な洪水調節施設について、河川整備計画の策定の段階になりますが、現段階においてその概要とか、具体的なスケジュールは示されておりません。

続いて裏面をお願いいたします。利水をめ

ぐる状況でございます。かいつまんでこれまでの経緯及び現状について御説明いたします。

まず、一番ポツですけれども、本年5月に始まりました関係6市町村会議は2回まで6市町村そろって協議が行われましたが、その後、相良村長が事業廃止に向けた協議会には応じないとの見解を示して3回目以降は会議を拒否しております。その後、5市町村は相良村の協議復帰を求めるとともに、5市町村だけで協議を継続して、その後、行政としての農家の説明責任を果たすということと、農家の意向を把握する観点から、11月5日から12日にかけて農家説明会を開催いたしました。その中で一方、相良村長は10月30日に改めて記者会見を開きまして、国営利水事業に参加することはないとの意向を表明しております。

その次ですが、県としましては、地元市町村の合意なくしては何ら事態が進展しないということから、相良村長に復帰を要請しましたが、現段階においても実現しておりません。このような状況を踏まえまして、国は11月21日に地元の合意状況について聞き取りを聴取しております。ただ、構図は変わらず相良村長は事業参加を拒否し、5市町は事業実施を求めるといった状況でございます。国は年末の補正予算確定までに判断するということをしておりますが、このまま地元合意がなさなければ予算措置は難しいとの見解を示しております。

今後の進め方ですが、利水事業をめぐる来年度予算の確保というものは極めて厳しい状況にあります。ただ、今後の事業の方向性の検討とか、利水事業をめぐるさまざまな課題の解決を図るためには、関係市町村の意見の一致が得られなければ何一つ解決できないという現実でありますので、県としましては、事業の休止いかにかわらず、また、国の動向を見極めて引き続き地元市町村間の話し

合いに向けた働きかけに努めるなど、農家中心という原則を念頭に精いっぱい取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

以上で執行部の報告が終了いたしましたので、ただいま、それぞれの課長からお話がありました報告事項について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 地域振興局の見直しですけれども、広域合併がいろいろ進んだ中で、私は10振興局ですか、これはそのまま置くということはある意味ではわかるんですけれども、私は1つの行政改革を大々的にやる1つのチャンスだと思っておるんです。ところが合併後2～3年たっても振興局の見直しの基本方針というのは、基本方針は出てますけど、具体的にはまだ進んでないんですけれども、それは地元はあった方が非常に便利はいいけれども、これだけ電子機器とか発達をする中でですね、例えば八代振興局、八代市役所の中にあっても、ある意味では私はおかしくない時代になりよるんじゃないかなと思うのです。要するに道州制とか、そういう時代になっていく中でかえってそっちの方が市役所との連携をとりながらやっていける1つのチャンスでもあると思うのですけれども、もうちょっと思い切った組織改革というのは考えられないですか、ここら辺で。

○中原隆博委員長 まず、説明をいただいた田崎人事課長から。

○田崎人事課長 地域振興局の見直しにつきましては、先ほど御説明をいたしましたけれども、17年2月につくりました行財政改革基本方針の中で掲げられておりまして、その後

取り組んで来た事柄でございます。先生おっしゃいましたように、市町村合併が進む中でさらに改革を進める1つのチャンスではないかということでございましたけれども、我々もそういう認識は十分持っているところでございます。ただ、先ほども御説明をいたしましたけれども、分権の進展あるいは県内市町村の行財政基盤整備の充実ということがまだ道半ばであると、あるいは市町村合併も熊本市圏も含めまして今途上の段階にあると、加えて道州制に関する議論あるいは地方分権改革の新たなそういう委員会が今年の19年4月にできて、分権改革についての新たな議論がスタートするというようなこともあっております。こういうことを踏まえて今回できるものから改革をしていくということで基本方針をまとめさせていただいているところでございます。先生もおっしゃいましたように、将来的に市役所の中にあってもおかしくないというようなことをおっしゃっていただきましたけれども、いわゆる基礎的自治体であります市町村が力をつけていくという方向性、大きな方向性があると我々も思っておりますけれども、そういった中でどういう見直しをしていく必要があるのかということにつきましては、先ほどの概要のところでも御説明いたしましたけれども、引き続き検討していきたいと考えておるところでございます。よろしく願いをいたします。

○西岡勝成委員 お願いですけれども、パートナーシップを潮谷知事は掲げられておりますけれども、基本を示してから改革は早急に行わないと、余りいろいろな立場の意見だけを聞きよったら、基本方針というのは県がきちっと持った上で物事を進めないとなかなか、だらだらして改革の果実は上がってこないと思いますので、その辺は思い切って時代を先取りするくらいのエネルギッシュな考えでやってもらいたいと思います。

もう1つ、川辺川の交渉の説明会ですたいね、1回あたり30人くらいですよ、大体、平均すると。えらい大問題であるけれども、流域の人たちの関心というのは薄いんですか、それとも参加される方は同じような方がお見えになっているようなことはないですか。

○田嶋川辺川ダム総合対策課長 53回、報告会をされましたけれども、基本的にある程度固まった方、レギュラーの方も多いということで、川辺川ダムに対する基本方針に関する関心はそんなに高まってないような感じもでございます。ただ、中にはダム推進反対にかかわらず、地元の今、治水対策の状況について非常に懸念されている声も上がっております。今回、基本方針はあくまで球磨川の治水のあり方について長期的なものですので、そういう観点から地元の関心はそんなに低くはないと思いますが、いかんせん参加者がそのような状況であるということは事実であります。

○西岡勝成委員 私は想像ですけれども、何かそっちの方がずっと回っておられるような感じもせぬでもないもんですから、世間でいろいろ大問題になっておる割には地元の関心というのが薄いのではないかと思ったもんですから。はい、いいです。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか、ほかに――。

○鎌田聡委員 地方公共団体財政健全化法における指標ということで新たな指標というか、財政再生団体の移行基準が公表されたということでしょうけれども、ちなみに済みません、平成18年度決算でそれぞれの比率が今どこにあるのか、教えていただきたいと思っております。

○市川財政課長 資料が①から④までございますけれども、このうち①、②につきましてはいずれも赤字比率でございます。本県決算状況は現段階赤字になっております。1、2番はゼロです。3番は13.4%でございます。4番はまだ算定方式が明確になっておりませんが、200%の前半というふうに推定しております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 わかりました。いいです。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか、ほかに――。

○竹口博己委員 松見総室長さんですね、西原村に合併の動きといいますか、研修会開催という少し動きが出てきたやに見えるんですが、これはどこを視野に入れた動きかというのはつかんでおられますか、どちらの方を向いているか、熊本市に向いているのか、山の方を。

○松見市町村総室長 報告資料の4ページに記載しておりますとおり、西原村におきましては、10月4日に村の議会の方で研修会を開きたいということで要請がありまして、総室の方から出向いて御説明したんですけれども、その折、議会だけではなくて執行部の幹部の方々も御参加いただいたという状況でございます。どこをということなんですが、過去のいろんな経緯もございまして、そこら辺も踏まえて今内部で御検討されているという状況でございます。当然、村長さんとしてはいろんな町を念頭にまたは一部ではそれについてのあたりといいますかね、内々でのお話もされているやには聞いておりますが、こちらに正式にどうこうという話までは伺ってはいない状況でございます。まずは合併につきましましては、特別委員会も設置しておられま

すので、熱心に御検討いただいている状況だというふうに思っております。

○竹口博己委員 というのは今ちょっとよくわかりませんが、ひょっとしたら熊本の方という可能性もないわけじゃないということをおっしゃったんですか、いろいろとおっしゃったもんだから。

○中原隆博委員長 ちょっと奥歯に物の挟まったようで。

○松見市町村総室長 これはいろんなほかの西原村だけの問題ではないものですから、ここが、どうでしょうかね、今はできる状況ではないと思います。

○竹口博己委員 わかりました。そこで総室長ね、例えばですよ、熊本市の政令市を県はバックアップするというしっかりしたスタンスをとって近年来ていますね、だから、なお、何か恐る恐るでなくて、しっかりどうだ熊本市とというのは何もおかしくはないです、県のスタンスは、おかしくはないです。ただ、逆にそれを言うことによって拍車がかかるかもしれない、やっぱり何かの後押しはないと地元だけでは無理なものです。相当、富合も苦勞したでしょう。そういうことで総室長、やっぱりリーダーシップをね、恐る恐るというのはもうどうですかね。

○松見市町村総室長 恐る恐るという御指摘でございますけれども、私どもは慎重に取り組んでいるつもりでございますので、そこはどうか。

○竹口博己委員 わかりました。仮に今、城南町が非常に富合に次いで熊本市との合併の機運が高まってきていますね、さっきの総室長の報告によると住民アンケートの結果、賛

成が68.6、そのうちの69.4が熊本市をという数値が出ていますね、恐らく来るかもしれませんがね、富合が来るから嘉島を飛び越して飛び地ではなくなるので来やすくなりますね、地続きになってくるものですから、来やすい土壌はできた。だけど仮に来たとしても政令市としての人口に達するにはまだ距離がありますでしょう、植木が来たらなるんですか。

○松見市町村総室長 現在、城南町が人口1万9,000人いらっしゃいますので、委員、御指摘のとおり、城南町が仮に熊本市と一緒に富合町と合わせますと69万数千人ということであと3~4,000人という感じにはなりません。70万という一つの目安から見たら今少し不足するという状況でございます。

○竹口博己委員 となれば富合が来た、そして城南も幸いに来た、そう仮定してもちょっと足らんぞということなら、あと一つどこかとなるでしょう。益城が来ればほかは来てちゃいいんでしょうけれども、ちょっとハードルが高いとなれば植木ということになってくる。今、新幹線、その先に道州制という、このことを考えますと熊本市を政令市にして基盤づくりをするというのは県政にとっても非常に重要な立場だということを確認に知事もしておられますから、また、これほどのチャンスはない、こんなにいいときはないですね、政令市に持っていく舞台としては。こんなにいいときはないわけですから、総室長、もう少々嫌われても植木に対して強力にアピールしていくと、植木は県の姿勢に対して反発しようと、しまいといいじゃありませんか、ガラス張り、県民にわかる形で、県はこういう提示をしたけれども、植木は拒否したと、それでいいじゃないですか、もう強い姿勢で慎重にというのがもうタイムリミットになってしまうということもありますよ、そのときの責任は問われますね、ですから、いま一物

足りなさを……、一生懸命やっておられるのは高く評価しつつも、もういっちょ何かあつとではというような思いもあるんですが、総室長、最後に御決意をお願いします。

○松見市町村総室長 4ページに記載しておりますとおり、植木町におきましては、町の方の議会の方にも特別委員会ができております。その特別委員会では熊本市の方と具体的に事務的な打ち合わせ協議等がなされている状況でございます。それと別個に住民の方々も非常に関心が高まっております、私ども現地に出向いて住民の団体の方々に合計8回ほど実施しておりますが、書いておりますとおり、延べ約500人くらいの住民の方々にも説明をしている、これからも説明していく予定にしております。そういう状況ですので、かなり植木町におかれましては熊本市との合併というものについての検討が深まってきているというふうに思っております。なお、私どもが説明するスタンスというのはあくまでも熊本県としては市町村の合併を推進するんだということと、それから政令市は必要なんですと、ですから、植木町が仮に熊本市と一緒になれば政令市になりますと、政令市とはどういうものかというものを中心に御説明いたしております。それから益城町につきましても記載のとおり、益城町と熊本市の方で事務方ですけれども、継続して協議がなされているところでございます。以上でございます。

○竹口博己委員 ありがとうございます。頑張ってくださいね、総室長。

次に、川辺ちょっと。田島課長の報告にもありましたが、別途、五木の方から提言がなされていたのに対して、昨日、回答されていますね、それをこの場で簡単に御説明いただけませんか。

○田嶋川辺川ダム総合対策課長 実はこの12月3日に五木村から2つの件で回答を求められております。1つは五木村から再建を求める要望書が出ておまして、それに対する回答。内容につきましては、まず、頭地大橋の早期完成、五木村ダム本体工事の早期着工、さらには頭地地区における子守歌祭りの可能な広場及び駐車場の確保、この3点に対して要望が来ております。それに対する県としての回答を求めるとというのが1つございます。それと潮谷知事のダムに対する決断を求めるといような要望、この2件が大きな要素でございました。当初この回答につきましては、12月12日から村議会が始まるということで議会前に文書で回答をいただきたいということで要請がありましたもんですから、県としても準備しておりました。ただ、12月3日に知事が不出馬という意向を受けまして、五木村の事務局としまして、ダムの決断に対して県の見解が要るかということで調整いたしました。一たんは求めておられますが、その回答については、今後取り扱いについては保留したいという向こうの意向もございましたもんですから、まずはということでさっきの3点の要望について回答をしております。

それと知事の決断につきましては、本会議において西岡議員から質問がございまして、それに対する県の知事の決断について答弁しておりますので、それについて口頭で答えますとともに、そのときの答弁の写しを送付するというので、きのう私が直接、村長にお話ししました。ただ、村長からは3月までにぜひ決断していただきたいということで、それについては知事にお伝えくださいということでございましたので、きょう、けさ、文書で三役を含めて報告をしております。

以上でございます。

○竹口博己委員 わかりました。ありがとうございます。そこで先ほど田嶋課長から御報

告があったこの利水ですね、きょうは農林水産部長はお見えじゃないですね、聞きたいところですけども、上野理事もおられますので、理事の管轄になるんですか、これは聞くとしたら。

○中原隆博委員長 上野理事がいいと思います。

○竹口博己委員 利水については、予算措置が難しいという最悪の事態に直面をしているということは、農家中心という大原則に立ってきた県としてはまことに不本意な結末を迎えようとしているんですよ、最悪の事態、農家中心という立場からすれば最悪の事態を迎えようとしている。ここに至った一連の流れを見てみると私は本会議でも整理して申し上げたつもりですけども、早い話、相良村なかんずく矢上村長の一連の言動が地元合意に至らなかった最大の原因であると、これははっきりしておるでしょう、歴史的事実ですから。その善悪は別としても、そのことが、矢上さんの行動がどうのこうのということは別としても、歴史的な流れから今日に至ったその中に矢上村長のその言動が大きく地元を翻弄してきたことは事実でしょう、これは。多くの人は認めているでしょう。それに対して適切な対応をするすると県は言ってきて、私の立場から言えば、しとらぬというふうに思っておるんですけどね、それを聞いても始まりません。だけど、こういう結末を迎えたことに対しては極めて遺憾であり、憤慨にたえないくらいのコメントを上野理事、できぬですか。

○上野理事 実は今おっしゃった国営の土地改良事業につきましては、国が事業主体ではございますけれども、確かに県も市町村と一緒に取組んできた事業でございますので、結果として6者の合意がとれなくて年

末の予算で流れるということになるのは非常に私どもとしてもじくじたる思いがございます。ただ、それについて先生おっしゃったように、矢上村長の言動がいろいろありましたけれども、それはそれで1つの自治体の決断ですから、そして手続の中で6市町村のそういう合意がないと無理だということでございますので、それはそれを置いて、県の責任としては、これから国営の排水事業も含めてどういう形で地元の方々の、国営事業で言えば小さくなるかもしれませんが、どういう形で対応していくのか、これについて所管部と一緒に、市町村も一緒になって対応していくということしかないというふうに思っております。

○竹口博己委員 理事もきついですよね、これ以上やりとりしたらきついですよ。ただですね、最後に一言、地元の合意に大いに期待するという、つまり同じテーブルに着いて、関係市町村が着いて協議することを望むと知事は繰り返し述べてきました、機会あるごとに。だけど1人の首長がテーブルに着かなかったため合意に至らなかったと、最初から至るわけないですよ、テーブルに着かないのですから、そのことについて一つのテーブルに着いて協議して合意に至ることを望むというスタンスをとった県として、テーブルに着こうとしないただ1人の矢上村長に対して、テーブルに着いてもらいたいという要請をしたことが1回でもあるか、県が、あったら努力をしたとなる。その努力が県民の前に見えなかったのは非常に残念です。もう知事も任期もあとしばらくしかないのであれですけども、知事にもそれが見えなかったのは非常に残念だし、結果として水を望む農家の方々に安定的な水の供給ができるというその予算が消えてしまうという、これは極めて残念に思います。今後、余り言うとなね、ほら、その人が知事になる可能性があるから今度は、そう

でしょう。だから、皆さんつらいよね、上野理事もつらいですよ、ここで私が攻めるとね、極めて遺憾でありますと言って、遺憾と言われた人が知事になったら困るでしょう。だから、これ以上深追いはしませんけど、もう少し県がこういうことを望むと言ったら、それに素直な努力してもらいたい、県民に見えるような努力をしてもらいたいということを要望として申し上げて終わります。要りません、もうよか、しゃべらない方がよかる。

○早川英明委員 今のに関連ですが、肝心の相良村の水を望まれる農家と望まれない農家というのは割合はどのくらいですか、私たちは全然わかりませんが。

○田嶋川辺川ダム総合対策課長 現在の状況です、割合というのは非常に難しいですけども、現在の1,300ヘクタールで事業対象区域になっているものにつきましては、3分の2以上の賛成が得られるということで事業対象区域を設定しておりますので、概括的に言いますと3分の2以上の賛成はあるというふうに考えております。

○早川英明委員 それ以上のことは言いません、わかりました。

○中原隆博委員長 いろいろと意見等出まして、また、それに対する質疑応答という形で進んでまいりましたが、以上で質疑を終了したいと思います。

その他で何かありませんか。

○鎌田聡委員 県の農業試験場跡地の利活用の件ですけども、9月議会で私も質問しましたが、その後の動きが非常に見えないうるか、全然前に進んでないような気がいたします。現状を教えていただきたいと思っております。

○梅本地域政策課長 地域政策課長でございます。

農試跡地の利活用問題の現状でございますけれども、利活用問題検討協議会という商工団体あるいは地元の自治会の方々が一緒にテーブルに着いて議論していただく場を設けておりまして、その最終会の結論が三区画のうちB、C区画については一定の合意を見たところでありまして、A区画については用途地区の変更等が必要になりますので、これについて慎重なお立場の方と合意ができません。以上が農地跡地利活用問題協議会の結論でありまして、この結論を現在、事業予定者でありますロック開発株式会社に提示をしております。しばらく時間がたちますので、ロック社としてもその提示を受けた社内検討を進めておりまして、そんな遠くない将来、近々には一定の社としての考えを県側に伝えてくるものと考えております。

以上が現状でございます。

○鎌田聡委員 この農業試験場跡地の問題は16年の5月に県がこの提案があつて審査会をつくって決めて、そのときに三区画一体的な開発がほかの提案の業者よりもその部分がいいという評価がなされているんですよ。そういった中でそのA区画に慎重な意見ということをおっしゃいましたが、どういう内容で慎重になられているんでしょうか。A区画の中身の何をどうすれば県は踏み切れるのか、これまでの議論の中でB、Cか、ハウスウェディングはだめだということで、そこは変更させているんですよ。変更させてやろうということになっているので、そこまで来てまた新たにA区画の議論とは実際今までになかったと思うのですよ。A区画のスポーツ店が悪いとか、本屋が悪いとか、だから、何がどう悪いからどう変えてくれというのは議論をしない

と進んでいかないとと思うんですけども、いかがですか。

○梅本地域政策課長 A区画につきましては、現在、用途地区が準工業地区になっております。現在の用途地区のままでは1万平米以上の開発についてはできないこととなります。これは11月30日をもって都市計画法の施行となり、熊本市の方で特別用途地区を張った時点でそのような状態になっております。この11月末にそのような状況になったということでございます。したがって、A区画を今のマスタープランの計画どおりに開発しようとする、用途地区を今の準工業地区を近隣商業地区内に変更する必要が出てまいります。そういった都市計画上の進め方を進める上で農試跡地協議会あるいは地元のコンセンサスを得ることが必要だということ、そういった立場に私ども置いておりまして、それは県議会の方で私どもに御提示いただきました附帯決議におきましても、関係団体あるいは地元のコンセンサスをよく形成しながらその問題について取り組みなさいといったところが軸足としてございまして、このコンセンサス形成に今努めているところでございます。

○鎌田聡委員 コンセンサスをですね、ぶり返しますよ。コンセンサスを得るためにいろいろ中身を変更してきたんです。変更してきて当初の内容よりも変わってきたという段階まで来ています。A区画は用途変更の手続を県がやればいい話であつて、そこに慎重な意見という中身がですね、そこをまた聞いているんです。1万平米以内に押さえればいいのか、その中身の業種が、反対されている方は問題と言われているのか、その点を教えていただきたいと思ひます。

○梅本地域政策課長 A区画につきましては、慎重な意見は、今、先生の御指摘の2つの考

え方があると思います。1つは1万平米以上の今1万8,000という開発自体に対する問題意識を踏まえた用途地区が現状のままではできないといったところ。それから、A区画の内容がテナントミックス型のさまざまな業態の計画になっておりますので、取りわけ中心市街地における業務形態とバッチングするという内容になっております。したがって、現在のコンパクトシティとか、あるいは中心市街地活性化計画にありますそういった内容とそごを来すのではないかといった心配の御意見がある、こういった2点でコンセンサスの形成が今なかなか難しい状況にあると認識しております。

○鎌田聡委員 そのテナントミックスでいろんな業態がいろんな影響を与えるというお話しをされましたけれども、県が決めるときにその部分が影響ないということで、スポーツアウトドアショップ、スポーツクラブ、ペットショップ、ペットの広場、これがエンターテインメント性が高い施設になって近隣地域にない目新しい施設であるという判断をされているんですよ。そこをそういった議論をされることを自体がおかしいと思いますし、じゃ1万平米以上がだめなら1万平米以下にきなさいというようなやり方もできると思うので、そういった議論を協議会をまた開いてもう一回議論すべきでないですか。

○梅本地域政策課長 議員、御指摘のとおり、今後、今先ほど言いましたように、ロック開発株式会社に対して判断を求めていますので、近々その判断に対して私どもに回答がございますので、それを踏まえまして農試跡地利活用協議会については、まだクローズしたわけではありませんので、今後も開催をしながら最後までといいますか、コンセンサス形成に努めていきたいと考えております。

○鎌田聡委員 要は用途変更が絡むのであれば、絡むでしょう、1万を超えればですね、早くそういった手続を熊本市に対してもやらなければならないと思いますし、要はこの問題もかなり、もう3年数カ月、スタートしとけば年間7,560万円ですね、県に入ってくるわけですから。財政が厳しい厳しいと言いながら、やっぱりこういった議論もコンセンサスをじゃ何年かけてとるのか、そういったこともどこまでが到達点であって、そういった目標をきちんと立てながらやっていかないとずると、せっかくお金が入ってくるのも入らなくなってくるということもございますので、そういった危機感を持って、スピード感を持って対応していただきたいというふうに思います。

以上です。

○中原隆博委員長 要望でよろしゅうございますか。

○鎌田聡委員 はい。

○中原隆博委員長 それでは、本日の議題は以上をもって終了いたします。

なお、最後に、陳情、要望書等が7件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上をもちまして本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後0時9分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長